

仕様書

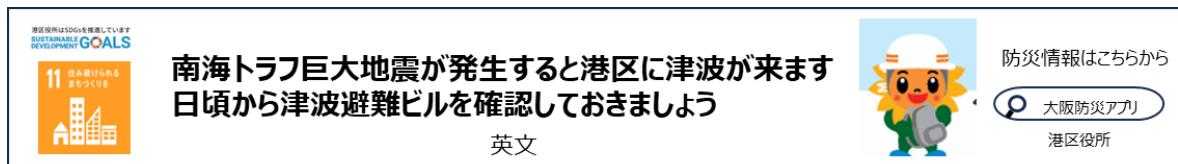
1. 名称 広報板ステッカー製作及び貼り替え業務委託
2. 実施期間 契約日から令和8年3月27日まで
3. ステッカー仕様 60枚、サイズ：縦200mm×横1,700mm程度、塩ビタック、強粘着再剥離タイプ、屋外用フルカラー印刷（インクジェット印刷で可）、全体を屋外用ラミネート加工とすること。
※屋外で長期間（約1年間）風雨にさらされても色落ち・素材の劣化が非常に少ない材質を用いること。
4. デザイン等 契約締結後、速やかに本市よりデータ（PDF等）を提供するので、別途「デザイン案」を参考に作成すること。校正は1回以上、了承が得られるまで行うこと。製作する前に製品と同等の試作品を提出すること。成果物の印刷用データ（PDF等）をCD又はDVD等のメディアで提供すること。
5. 貼り替え (1)概要 港区内の道路に面した箇所に設定している広報板52箇所について、現在貼り付けてあるステッカーを剥がし、「3. ステッカー仕様」で製作したステッカーに貼り替える。なお、貼り替える際に広報板（ステッカーを貼り付ける箇所）の汚れ等を清掃し、「7. 提出書類」のとおり作業前と作業後の写真を撮影すること。予備ステッカー8枚については、「8. 担当者」に引き渡すこと。
- (2)広報板設置箇所 別紙「大阪市港区広報板一覧」を参照。
- (3)ステッカー貼り替え箇所 別途イメージ写真を参照。
6. 履行確認 業務完了後、本市職員が現地確認を行い完了とする。
7. 提出書類 業務完了後、業務完了届及び全箇所の写真（作業前・後）を提出すること。
8. 担当者 大阪市港区役所総務課（総合政策）森下・比嘉
電話:06-6576-9683 FAX:06-6572-9511
9. 特記事項
- (1)見積もりの提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上、見積書の提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2)本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (3)作業日時については、事前に「8. 担当者」と協議のうえ決定すること。
- (4)受注者は、業務の実施に対し、十分な安全対策を施し作業すること。
- (5)受注者は、業務完了後直ちに材料ごみ等の片付け等を完全に行うこと。
- (6)作業時等において、広報板等もしくは周辺建造物等に破損、汚損などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、本市に速やかに報告し、受注者において速やかにその

損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

- (7)印刷物の製作、貼り付け作業等にかかるすべての費用は契約金額に含まれるものとする。
- (8)作成したデータの版権及び成果品に係る一切の権限は、本市に帰属するものとする。
- (9)契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (10)各特記仕様書を遵守すること。

【参考】

デザイン案) サイズ：縦 200mm×横 1,700mm 程度



(貼り替え箇所 ※貼り替え後のイメージ)



(貼り付け中のステッカー ※剥がすもの)



サイズ：縦 200mm×横 1,000mm 程度